

【問い合わせ事項】

違法性だけの問題であれば、会計検査院を通さないで裁判所にさっさと持って行ってくれば良いと言われたが、それは会計検査院としては、そういう制度が望ましいとお考えなのか、要するに会計検査院が迷惑がかからなければ、それはどうでもいいというお話なのか。(塩野座長御発言)

(回答)

会計検査院に迷惑がかからなければ良いという趣旨ではない。

公表されている、いわゆる「納税者訴訟制度」の法案では、検査請求できるのは、「違法」である場合に限られ、「不当」の場合は含まれないとしているようであるが、住民訴訟制度における監査請求の前置は、裁判所の判断にはなじまない「不当性」の問題を監査委員に審査させるために設けられたものと理解しており、国民訴訟を違法性に限定する場合には、検査請求を前置せず、直接裁判所に国民訴訟を提起できることとしても支障がないのではないかと考えているところである。

なお、ヒアリング時に申し上げたとおり、この違法性の問題に限らず、会計検査院が検査請求を受けることについては、会計検査院の地位、法的権限、通常の検査業務との関係、人員等の面で様々な問題があり、現時点で、国民訴訟制度を本院が受け入れることは困難であると考えている。